

令和4年8月29日 公告

令和4年度大阪港内（在来地区外）舗装補修工事

(別添)

設計図書（特記仕様書）の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 2頁 4 その他 7)	<u>7)舗装施工時には雨水排水を考慮するとともに、既設舗装取付部及び既設構造物との取合</u>	削除
特記仕様書 3頁 4 その他 13) 適用積算基準 (1)間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定	<u>②共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「市街地(DID補正)(1)-1」を行っている。</u> <u>③現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「市街地(DID補正)(1)-1」を行っている。</u>	<u>②共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「一般交通影響有り(1)-1」を行っている。</u> <u>③現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「一般交通影響有り(1)-1」を行っている。</u>

設計図書（特記仕様書）

誤

区分	材 料 名	最大粒径
基 層	再生粗粒度アスファルト	20 mm
表 層	再生密粒度アスファルト	20 mm
表 層	再生密粒度アスファルト(改質Ⅱ型)	20mm

※ 突固め回数は75回とする。

- 3) プライムコート及びタックコートの使用量は下表のとおりとする。

瀝青材料の種類	使用量	備 考
プライムコート (PK-3)	1.26L/m ²	
タックコート(PK-4)	0.43L/m ²	

3 仮設工

- 1) 本工事施工時の交通規制については、舞洲 20 号線を除き、施工期間中、交通誘導警備員 2 名(大阪港咲洲トンネルについては 3 名)を施工箇所に配置し事故等の発生を未然に防止すること。交通誘導警備員については、休憩・休息時間も交通誘導を行うものとする。
- 2) 交通誘導警備員の配置にあたっては、所轄警察署と十分協議を行い、配置人数等に変更が生じた場合には、監督職員と協議のうえ設計変更協議の対象とする。
- 3) 警備員等の検定に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき、1 級または 2 級交通誘導警備員検定合格者を配置する必要がある場合は、設計変更の対象とする。但しこの場合、交通誘導警備員検定合格者（写し）を監督職員に提出するものとする。

4 その他

- 1) 本工事については、現場条件を十分に把握したうえで行うこと。
- 2) 本工事範囲の内、弁天 1 号線及びなみはや大橋橋脚基部及び鶴町 1 号線及び大阪港咲洲トンネルに関しては、原則夜間施工とする。なお、大阪港咲洲トンネルは 1 車線ごとの施工とするが、通行規制については全線に渡るものとする。
- 3) 本工事の施工は、監督職員と施工方法、工事工程、安全対策、工事区域の通行規制等について十分協議し周知徹底を図ること。特に、大阪港咲洲トンネルの施工にあたっては、所轄警察署及び指定管理者等と安全対策について十分協議を行うこと。また、弁天 1 号線、鶴町 1 号線、なみはや大橋橋脚基部の施工にあたっては、所轄警察署及び沿道の地元利用者と十分に協議を行うこと。なお、舞洲 20 号線への施工にあたっては施設利用者と十分調整を行うこと。
- 4) 施工に先立ち事前測量を実施し、現況高さ及び舗装補修の計画高さを整理し、監督職員に報告すること。なお、測量結果に基づき、設計変更を行うことがある。
- 5) 本工事に必要な測量及び各種試験等は、原則として、監督職員の立会のもとに受注者の負担により行うこと。
- 6) 本工事施工区域の開放にあたっては監督職員と協議の上、通行の安全を確保したうえで開放を行うこと。
- 7) 舗装施工時には雨水排水を考慮するとともに、既設舗装取付部及び既設構造物との取合

正

区分	材 料 名	最大粒径
基 層	再生粗粒度アスファルト	20 mm
表 層	再生密粒度アスファルト	20 mm
表 層	再生密粒度アスファルト(改質Ⅱ型)	20mm

※ 突固め回数は75回とする。

- 3) プライムコート及びタックコートの使用量は下表のとおりとする。

瀝青材料の種類	使用量	備 考
プライムコート (PK-3)	1.26L/m ²	
タックコート(PK-4)	0.43L/m ²	

3 仮設工

- 1) 本工事施工時の交通規制については、舞洲 20 号線を除き、施工期間中、交通誘導警備員 2 名(大阪港咲洲トンネルについては 3 名)を施工箇所に配置し事故等の発生を未然に防止すること。交通誘導警備員については、休憩・休息時間も交通誘導を行うものとする。
- 2) 交通誘導警備員の配置にあたっては、所轄警察署と十分協議を行い、配置人数等に変更が生じた場合には、監督職員と協議のうえ設計変更協議の対象とする。
- 3) 警備員等の検定に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき、1 級または 2 級交通誘導警備員検定合格者を配置する必要がある場合は、設計変更の対象とする。但しこの場合、交通誘導警備員検定合格者（写し）を監督職員に提出するものとする。

4 その他

- 1) 本工事については、現場条件を十分に把握したうえで行うこと。
- 2) 本工事範囲の内、弁天 1 号線及びなみはや大橋橋脚基部及び鶴町 1 号線及び大阪港咲洲トンネルに関しては、原則夜間施工とする。なお、大阪港咲洲トンネルは 1 車線ごとの施工とするが、通行規制については全線に渡るものとする。
- 3) 本工事の施工は、監督職員と施工方法、工事工程、安全対策、工事区域の通行規制等について十分協議し周知徹底を図ること。特に、大阪港咲洲トンネルの施工にあたっては、所轄警察署及び指定管理者等と安全対策について十分協議を行うこと。また、弁天 1 号線、鶴町 1 号線、なみはや大橋橋脚基部の施工にあたっては、所轄警察署及び沿道の地元利用者と十分に協議を行うこと。なお、舞洲 20 号線への施工にあたっては施設利用者と十分調整を行うこと。
- 4) 施工に先立ち事前測量を実施し、現況高さ及び舗装補修の計画高さを整理し、監督職員に報告すること。なお、測量結果に基づき、設計変更を行うことがある。
- 5) 本工事に必要な測量及び各種試験等は、原則として、監督職員の立会のもとに受注者の負担により行うこと。
- 6) 本工事施工区域の開放にあたっては監督職員と協議の上、通行の安全を確保したうえで開放を行うこと。

設計図書（特記仕様書）

誤

- 7) 舗装施工時には雨水排水を考慮するとともに、既設舗装取付部及び既設構造物との取合い部は、なじみよく施工すること。
- 8) 本工事施工にあたり、疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。
- 9) 本工事施工にあたり、既設構造物に損傷を与えないよう万全を期して施工すること。なお、万一、既設構造物等への損傷を生じさせた場合は、受注者の負担により補修等を行うこと。
- 10) 境界杭等の保全
 - (1) 受注者は、道路の位置及び境界を明示する道路基準点等、並びに敷地境界付近の民間相互の境界杭等(以下「境界杭等」という。)の有無についてよく調査し、境界付近の民間相互の保全に万全を期すこと。
 - (2) 受注者は、境界杭等が工事に支障となるため移動させる必要がある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。また、監督職員に対し、事前測量、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。
 - (3) 受注者は、境界杭等の効用に害を及ぼした場合、監督職員の指示に従うとともに、それぞれの管理者の承諾を得た方法によって、受注者の負担により現状に回復しなければならない。
- 11) 受注者は、業務の実施に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 5 月）の記載事項を遵守して、建設副産物の適切な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。
(掲載場所：大阪市ホームページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>大阪市建設リサイクルガイドライン（平成 30 年 5 月）)
- 12) 設計変更における本市積算手法（契約率）
 - (1) 請負予定価格の算定
本工事の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更を行うことがある。ただし、設計変更の積算にあたっては、直接工事費並びに諸経費について、新たに積算を行って本工事費を算出し、契約率を乗じて得た額を「請負予定価格」とする。
 - (2) 変更手続き
本工事の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員と協議を行うとともに、変更数量等を適切に提出すること。
- 13) 適用積算基準
 - (1) 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定
 - ① 間接工事費の工種区分は「舗装工事」とする。
 - ② 共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「市街地(DID 補正)(1)-1」を行っている。
 - ③ 現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「市街地(DID 補正)(1)-1」を行っている。

正

- 7) 舗装施工時には雨水排水を考慮するとともに、既設舗装取付部及び既設構造物との取合い部は、なじみよく施工すること。
- 8) 本工事施工にあたり、疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。
- 9) 本工事施工にあたり、既設構造物に損傷を与えないよう万全を期して施工すること。なお、万一、既設構造物等への損傷を生じさせた場合は、受注者の負担により補修等を行うこと。
- 10) 境界杭等の保全
 - (1) 受注者は、道路の位置及び境界を明示する道路基準点等、並びに敷地境界付近の民間相互の境界杭等(以下「境界杭等」という。)の有無についてよく調査し、境界付近の民間相互の保全に万全を期すこと。
 - (2) 受注者は、境界杭等が工事に支障となるため移動させる必要がある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。また、監督職員に対し、事前測量、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。
 - (3) 受注者は、境界杭等の効用に害を及ぼした場合、監督職員の指示に従うとともに、それぞれの管理者の承諾を得た方法によって、受注者の負担により現状に回復しなければならない。
- 11) 受注者は、業務の実施に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 5 月）の記載事項を遵守して、建設副産物の適切な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。
(掲載場所：大阪市ホームページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>大阪市建設リサイクルガイドライン（平成 30 年 5 月）)
- 12) 設計変更における本市積算手法（契約率）
 - (1) 請負予定価格の算定
本工事の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更を行うことがある。ただし、設計変更の積算にあたっては、直接工事費並びに諸経費について、新たに積算を行って本工事費を算出し、契約率を乗じて得た額を「請負予定価格」とする。
 - (2) 変更手続き
本工事の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員と協議を行うとともに、変更数量等を適切に提出すること。
- 13) 適用積算基準
 - (1) 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定
 - ① 間接工事費の工種区分は「舗装工事」とする。
 - ② 共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「一般交通影響有り(1)-1」を行っている。
 - ③ 現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正「一般交通影響有り(1)-1」を行っている。